

(平成23年8月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年10月から同年12月までの期間及び47年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月から同年12月まで
② 昭和47年7月から同年12月まで
③ 平成元年10月から2年4月まで

申立期間①及び②当時は、夫と共に勤務していた事業所が従業員の国民年金保険料をまとめて納付していたことから、夫婦の納付状況は同じはずであるため、夫の保険料は納付済みとされているのに、私だけ未納期間とされていることに納得がいかない。

申立期間③については、退職後に現在居住する市に転入手続をする際、夫が夫婦の国民年金加入手続を同時に行い、保険料を納付していたので、夫の保険料は納付済みとされているのに、私だけ未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金制度開始当初から国民年金に加入しており、以後、昭和48年1月に勤務先が社会保険の適用事業所となり、申立人が厚生年金保険に加入するまでの国民年金加入期間において、国民年金保険料が未納とされているのは申立期間①及び②のみである。

また、申立人の夫の申立期間①及び②に係る保険料は納付済みである上、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）から、申立期間①及び②に近接する期間に係る保険料は遅滞無く納付されていたことも確認できることから、申立期間①及び②の保険料が未納とされているのは不自然である。

一方、申立人は平成元年9月に会社を退職した後に、現在居住する市への転入手続を行う際、申立人の夫が夫婦の国民年金加入手続を行い、保険料を

納付していたと述べているが、その夫は、申立期間③に係る保険料の納付場所、納付金額及び納付方法について覚えていないとしており、申立期間③に係る保険料の納付状況は不明である。

また、申立人及びその夫は、平成元年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、その後の夫婦の国民年金への加入は、申立人の夫は強制加入（国民年金第1号被保険者）となるのに対し、申立人は、同時点で老齢厚生年金の受給権者であったことから任意となるどころ、申立人の所持する年金手帳の国民年金記録欄には、申立期間③に係る被保険者資格の取得日及び種別（強制加入）が記載されているが、二重線で抹消されており、申立期間について被保険者資格を有していないこととされている。さらに、申立人の居住する市において、申立人が申立期間③について国民年金に加入していたことを示す記録は無いことを踏まえると、同市では申立期間③を国民年金の未加入期間として扱っていたものと考えられ、申立人は同市から申立期間③の保険料の納付を求められることは無かったと考えられる。

加えて、オンライン記録上、申立期間③は国民年金第1号被保険者期間とされているが、i) 被保険者資格の取得理由は「適用漏れ」とされていることから、当該期間は遡って国民年金加入期間とされたことがうかがえること、ii) 申立期間③直後の平成2年5月の国民年金第3号被保険者該当に係る事務処理が5年2月23日になって遡って行われたことが確認できること、iii) 申立人に対して同年同月22日に過年度納付書が作成されているが、納付書作成時点で、上記i) 以外に過年度納付書が作成される契機となる事務処理が行われた形跡は見当たらないことなどから、同年同月頃に2年5月の第3号被保険者資格取得に係る届出が行われたことを契機として、申立期間③に係る被保険者資格も遡って取得させたものと推認でき、この時点では申立期間③は既に時効であり、遡って保険料を納付することもできない。

このほか、申立人の夫が申立期間③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間③の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年10月から同年12月までの期間及び47年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡厚生年金 事案 1877

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月10日

年金事務所に厚生年金保険の記録について照会したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無い旨の回答を得た。

賞与支払明細書があり、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するA事業所の賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において、26万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成18年7月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 1878

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を45万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月10日

年金事務所に厚生年金保険の記録について照会したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無い旨の回答を得た。

賞与支払明細書があり、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するA事業所の賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において、45万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成18年7月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 1879

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月10日

年金事務所に厚生年金保険の記録について照会したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無い旨の回答を得た。

賞与支払明細書があり、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するA事業所の賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において、26万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成18年7月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 4 月 1 日から同年 11 月 16 日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A事業所における申立期間の標準報酬月額が減額訂正されていることが分かったが、私は申立期間も訂正前と同じ給与額をもらっていたので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、38万円と記録されていたところ、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成12年11月16日）の後の平成12年12月22日付けで、同年4月から同年9月までは9万2,000円、同年10月は9万8,000円に遡って標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の商業登記簿謄本から、申立人は、当該事業所の役員ではなかったことが確認できる上、申立期間において、雇用保険の被保険者であったことが確認できる。

さらに、A事業所の元代表取締役及び元専務取締役は、「申立人は現場で仕事をしており、社会保険事務及び経理事務には関与していなかった。」と証言していることから、申立人は、社会保険事務について権限を有しておらず、自らの標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た38万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成10年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年2月28日から同年3月1日まで

年金事務所に年金記録の確認を行ったところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。

A事業所を平成10年2月28日に退職したにもかかわらず、資格喪失日が同年3月1日となっていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した源泉徴収票及びB事業所（A事業所が名称変更）の事務担当者の回答から判断すると、申立人は、A事業所に平成10年2月28日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における平成10年1月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日の記載を平成10年3月1日とすべきところ、同年2月28日として誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る申立期間の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 10 月 31 日から 42 年 5 月 8 日まで
② 昭和 43 年 9 月 24 日から 46 年 10 月 1 日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①より前の3回の被保険者期間及び申立期間①と②の間の2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、これを失念するとは考え難い。

また、未請求となっている5回の被保険者期間のうち、申立期間①と②の間の2回の被保険者期間は、申立期間①と②の二つの被保険者記号番号とそれぞれ同じ番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

さらに、異なる被保険者記号番号で管理されている厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を支給する場合には、番号の重複取消を行った上で支給することとなるが、申立期間①と②はそれぞれ異なる番号で管理されていたにもかかわらず、重複整理が行われていない。

加えて、申立人は、昭和 46 年 8 月 * 日に婚姻し、通称名として姓を変え転居したと主張しており、申立期間②に係る事業所が提出した社会保険被保険者台帳においても、申立人の氏名及び住所が変更されていることが確認できるところ、脱退手当金裁定請求書の申立人の氏名は婚姻前の姓であるとともに、転

居前の住所が記載されているなど、当該裁定請求書の記載内容に不自然な点が見受けられることから、申立人の意思に基づいて脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 6 月 5 日から 39 年 10 月 31 日まで
② 昭和 40 年 3 月 18 日から同年 8 月 1 日まで
③ 昭和 45 年 1 月 16 日から同年 10 月 1 日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であったが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①より前の被保険者期間及び申立期間②と③の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている申立期間②と③の間の被保険者期間は申立期間と同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている日から間もなくして別の事業所に再就職し、厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえると、その直前に脱退手当金を請求するというのは不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 7 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月から 50 年 3 月まで

私は、申立期間は夜学に通いながら会社に勤めていたが、国民年金及び厚生年金保険には未加入であったため、昭和 50 年に帰省した際に、父親が私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を一括して払ってくれたと聞いているので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の父親は既に他界していることから、当時の状況は不明である。

また、申立人は、昭和 50 年春に父親が加入手続きを行ったと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は同年 8 月 21 日に払い出されており、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、この頃初めて行われた加入手続きにより、同年 4 月 1 日まで遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。

さらに、申立人は申立期間当時、学生であったと述べているところ、申立人が申立期間当時居住した町の被保険者名簿に、学校名及び卒業日（昭和 50 年 3 月 31 日）が記載されていることから、同町では申立人を学生であると認識していたものと考えられ、申立期間当時、学生の国民年金への加入は任意であり、制度上、任意加入の対象となる期間について遡って被保険者資格を取得できなかったことから、同町では、卒業後の 50 年 4 月 1 日を被保険者資格の取得日とし、これにより申立期間は未加入期間とされたとみられ、申立人の父親が申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考え

られる。

加えて、申立人は、その父親が町役場で申立期間の保険料を一括で納付したと述べているところ、上記加入手続時点において、申立期間は過年度であり過年度保険料は国庫金扱いとなるため、町役場で収納することはできず、同町では、町役場内に国庫金の歳入業務を担う金融機関窓口も無かったとしていることから、申立人の父親が町役場で申立期間の保険料を納付したとは推認できない。

このほか、申立人が申立期間当時居住した町の被保険者名簿でも、申立期間は未加入期間とされ、オンライン記録との齟齬^{そご}は無い上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書控え、家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から平成 2 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から平成 2 年 12 月まで

私は、平成元年頃に申立期間に係る国民年金保険料を 2 回に分けて役場窓口で納付し、役場職員に、年金はしっかりもらえると説明を受けたことを記憶している。65 歳の時、申立期間の保険料が納付されていないことを知り大変驚いた。遡り分としてまとめて納付した記憶はあり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年頃、申立期間の国民年金保険料を 2 回に分けて町役場で納付したと述べているところ、この時期では、過去 3 回実施された特例納付制度は既に終了しており、申立期間の保険料の全てを遡って納付できる方法は無かった上、申立期間の大半の保険料は既に 2 年間の時効を経過しており納付することはできなかった。

また、申立人は平成元年頃に 30 万円ほどの金額を町役場で 2 回納付したとしているところ、同年中に可能な限り遡って納付した場合の所要額は、多くても 20 万円弱（過年度保険料及び現年度保険料の合計）であり、申立人が同年頃に納付したとする保険料額の合計（約 60 万円）とは大きく乖離している上、町役場で納付することができたのは現年度保険料のみであり、過年度保険料を町役場で納付することはできなかった。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を納付した後、時期は定かではないが、町役場職員から年金の受給は大丈夫との説明を受けたと述べているところ、申立人は、60 歳到達時点では老齢年金の受給資格要件を満たしておらず、60 歳到達後に国民年金に再び加入して保険料を納付したことにより、65 歳到達時点でちょうど 25 年の受給資格要件を充足したとみられる上、60 歳到

達後の国民年金加入期間中の平成6年に2度、保険料をまとめて納付したこともオンライン記録から確認できることから、この保険料納付を申立期間の保険料納付として混同している可能性もある。加えて、仮に申立人が申立期間の保険料を主張のとおり納付していれば、上記のように年金の受給権確保のために、60歳到達後に再び国民年金に加入して保険料を納付する必要も無かったと考えられ、申立人の主張は不合理である。

このほか、申立人が申立期間当時居住していた町の被保険者名簿でも、申立期間の保険料は未納とされており、特殊台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録との齟齬も無い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 9 月まで

申立期間当時の勤務先から交付された昭和 34 年 8 月分給与の明細を見ると、健康保険料が控除されていることが確認できるため、国民年金保険料も同じように控除されていたのではないかと考えており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらは申立期間当時に勤務した事業所が行っていたと述べているが、事業主は既に他界しており、当時の同僚等関係者から証言を得ることも困難である上、申立人は申立期間当時、国民年金手帳を見た覚えは無く、事業主から国民年金について聞いたことも無いとしていることから、申立人の申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明であり、申立期間に係る保険料が納付されたことを推認することは困難である。

また、申立人は、昭和 34 年 8 月分給与の明細を見ると、給与から健康保険料が控除されていることが確認できるため、申立期間に係る国民年金保険料も同様に控除されていたのではないかと述べているが、健康保険と国民年金とは別の制度であり健康保険料を納付していたことをもって必ずしも国民年金保険料を納付しているとは言えない。

さらに、申立人が、申立期間当時居住していた区の年度別納付状況リストでも、申立期間に係る保険料が納付されたことはうかがえず、オンライン記

録との齟齬^{そご}は無い上、申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 5 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月から 55 年 3 月まで

私は、亡母から、私が 20 歳の頃から私の国民年金保険料を納付してくれていたと聞いているため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母は既に他界しており、当時の状況は不明である。

また、申立人は、20 歳になった頃に、申立人の母が、申立人の加入手続を行い、その後、毎月継続して保険料を納付していたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の状況から、申立人の同記号番号は昭和 55 年 5 月頃に払い出されたと考えられ、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人は、この頃初めて行われたとみられる加入手続により、20 歳到達時まで遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。このため、加入手続を行うまで、申立期間は国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、上記の加入手続時期は、第 3 回特例納付制度の実施期間（昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月まで）であり、申立人は被保険者資格を遡って取得していることから、加入手続直後であれば過年度納付と特例納付とを併用することにより申立期間の保険料を遡って納付することは可能であったが、申立人及び申立人の母から申立人の国民年金に係る話を聞いたとするその妻の証言からは、申立人の母が申立期間の保険料を遡って納付したことまではうか

がえない。

加えて、申立人が居住する市の記録でも、申立期間に係る保険料は未納とされており、オンライン記録との齟齬も無い上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 55 年 3 月まで

私は、申立期間の保険料を元妻が納付してくれたと記憶している。申立期間前後の保険料は納付済みとなっていることから、申立期間が未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の元妻も申立期間について「昔のことで覚えていない。」と述べていることから、申立期間の保険料を納付したことを推認することは困難である。

また、申立人は昭和 48 年 12 月の結婚からしばらくして、それまで居住していた市から他市へ住所を移したと述べているところ、46 年 11 月頃に申立期間前の住所地で払い出された国民年金手帳記号番号の払出簿を見ると、申立人の転居先が 48 年に不明となったことを表す「不在 48」の記載があり、申立人が国民年金に係る住所変更手続を適切に行っていたとは推認し難い上、結婚後に居住した市で新たに申立人に対して、別の同記号番号が払い出されたこともうかがえず、同市にも申立人が申立期間について国民年金に加入していたことを示す記録は見当たらない。このことから、婚姻後に居住した市で申立人は国民年金に未加入であったものと推認でき、同市で申立人の元妻が申立人の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人に対して、上記昭和 46 年 11 月頃（平成 21 年 2 月記録統合）に払い出された国民年金手帳記号番号、及び 55 年 4 月頃にその当時の住所地で払い出された同記号番号（いずれの同記号番号に基づく納付記録でも申立期間は未納）以外に別の同記号番号が払い出されたこともうかがえな

い。

加えて、申立人が昭和 52 年頃から居住したとする市で、55 年 4 月頃に払い出された国民年金手帳記号番号に基づき管理された同市の被保険者名簿でも、申立期間に係る保険料は未納とされており、オンライン記録との齟齬も無い上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から44年3月までの期間及び49年2月から52年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から44年3月まで
② 昭和49年2月から52年12月まで

申立期間①当時の勤め先は、社会保険の適用を受けていなかったため、昭和42年4月頃に、市役所からの勧めで国民年金に加入し、保険料を納付していた。申立期間②は、昭和48年8月に転入先の市で国民年金の加入手続を行い、その後、厚生年金保険加入期間を経て再度加入手続を行い、妻が私の分と一緒に集金で保険料を納付していたはずなので、申立期間①及び②が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金加入手続について、勤め先が社会保険の適用事業所となった昭和44年4月の2年ほど前に、市役所からの勧めにより、夫婦のうち申立人自身のみ手続を行ったと述べているところ、申立期間①当時に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことはいかかえず、申立人の同記号番号の前後の被保険者の状況から、申立人の同記号番号は、45年1月にその妻と連番で払い出されたものと推認でき、この頃初めて行われた加入手続によって、同年同月1日に被保険者資格を取得したものと考えられる。このことから、申立期間①当時、申立人は国民年金に未加入であったことになり、国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、申立期間①の保険料について、当時居住した市で2年ぐらいの間、保険料を納付した記憶があると述べるのみで、納付場所、納付方法等について記憶していることは無いとしており、申立人の証言から、申立

期間①当時の保険料の納付状況をうかがい知ることも困難である。

さらに、申立人は、昭和 48 年 8 月に転入先の市の市役所で国民年金加入手続きを行い、その後、同年 9 月から 49 年 1 月までの厚生年金保険加入期間を経て、申立期間②に係る加入手続きを行ったと述べているところ、申立人に対して 45 年 1 月に払い出された上記の国民年金手帳記号番号とは別の同記号番号が、申立人が同町に転入した 48 年 8 月に払い出されたことが確認できるが、特殊台帳（マイクロフィルム）を見ると、同記号番号に基づく国民年金被保険者資格は同年 9 月 25 日付けで喪失したとされ、その後、再取得したことはうかがえず、申立期間②は未加入期間とされている。

加えて、申立期間②に係る保険料が納付済みである申立人の妻は、申立人と同じく、昭和 48 年 8 月に国民年金被保険者資格を取得しているところ、申立人が 49 年 2 月に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることから、その後、申立人が申立期間②に係る加入手続きを行っていれば、これに伴い申立人の妻の被保険者種別は変更（任意から強制への変更）となると考えられるが、被保険者種別は変更されておらず、申立期間②について夫婦の手続きが適切に励行されたことはうかがえない。

このほか、申立人が申立期間②当時居住した市の被保険者名簿でも、申立期間①及び②は未加入期間とされており、特殊台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録との齟齬も無い上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 5 月 16 日から同年 6 月 1 日まで
年金事務所に、厚生年金保険の加入記録について照会したところ、平成 15 年 5 月の厚生年金保険被保険者記録が確認できないとの回答を得たが、同月支給分給与支給明細書のとおり、給与から厚生年金保険料が源泉徴収されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しによれば、申立人の資格喪失日は平成 15 年 5 月 16 日であることが確認でき、当該通知書の備考欄に「平成 15 年 5 月 15 日付けで退職」と記載されていることが確認できる。

また、雇用保険の記録によれば、申立人のA事業所における離職日は、平成 15 年 5 月 15 日であることが確認できる。

さらに、A事業所の総務担当者は「厚生年金保険料は翌月控除で処理していたので、平成 15 年 5 月支給分の給与から申立期間の厚生年金保険料の控除は行っていない。」と回答している。

加えて、A事業所が保管する賃金台帳の写しによれば、申立期間に係る申立人の給与から、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月頃から 49 年 10 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A事業所における被保険者資格取得日は、昭和 49 年 10 月 1 日との回答を得たが、48 年 4 月頃から当該事業所に勤務していたと記憶しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前職を退職して間もなく、A事業所に勤務したとする申立人の詳細な記憶から、勤務期間については特定できないものの、申立期間当時、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録によれば、A事業所は、昭和 49 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、当該事業所の事業主、役員及び複数の同僚の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立人と同様、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和 49 年 10 月 1 日）であることが確認できる。

さらに、A事業所の元役員は、「申立人は、自分たちと一緒に、事業所が厚生年金保険の新規適用を受けた日に厚生年金保険に加入した。厚生年金保険に加入していない期間については、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、A事業所に昭和 57 年 8 月 31 日まで在籍していたと認識していることから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しによれば、申立人の資格喪失日は昭和 57 年 8 月 31 日であることが確認でき、当該通知書の備考欄に「昭和 57 年 8 月 30 日付けで退職」と記載されていることが確認できる。

また、雇用保険の記録によれば、申立人のA事業所における離職日は、昭和 57 年 8 月 30 日であることが確認できる。

さらに、A事業所の総務責任者は「月の途中で退職する者が多かった。申立人も月末まで勤務していないと考える。」と回答しており、申立人と同時期に資格取得したことが確認できる者も「月末まで待たずに退職していくのが普通だった。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月2日から49年10月1日まで

A事業所に勤務していた期間の標準報酬月額を年金事務所に照会したところ、申立期間の標準報酬月額は、自分の記憶より低い金額となっていた。

私は、昭和47年3月からは10万円、48年4月からは15万円の給与総額を得ていたので、給与総額に見合う適正な額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「好景気であった申立期間中に、A事業所からの引き抜きを受け入社し、年金事務所で記録されている記録より高額の給与を得ていた。」と主張しているが、給与明細書等の関連資料を所持していないことから、申立人が申立期間当時得ていた給与総額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主の親族から、「申立期間当時の書類は無く、元事業主も病気であることから、当時のことは分からない。」との回答を得た。

さらに、申立人及び申立人の同僚が記憶する申立期間当時の社会保険事務担当者は、オンライン記録によれば既に死亡していることが確認できることから、申立期間当時の標準報酬月額の事務手続等について聴取することはできなかった。

加えて、申立期間について、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録から、申立人の標準報酬月額は、遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺

事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1888 (事案 467 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 6 月 4 日から 41 年 6 月 1 日まで
② 昭和 41 年 6 月 1 日から 46 年 10 月 1 日まで

申立期間について、脱退手当金を受給していないとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、脱退手当金は受給していないので、改めて申立てを行いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭和 47 年 1 月 18 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、ii) 申立期間である2回の厚生年金保険被保険者期間の被保険者台帳記号番号は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものとするのが自然であることから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 6 月 26 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、前回の決定に納得できないとして、再申立てをしているが、新たな資料等の提出は無く、申立人が脱退手当金を受給していないと主張する内容は、前回の主張内容と変わらず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1889

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から 37 年 3 月 1 日まで
② 昭和 37 年 4 月 1 日から 39 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 41 年 1 月 5 日から 42 年 10 月 31 日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間③に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和43年1月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間である3回の厚生年金保険被保険者期間に係る被保険者記号番号は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1890

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 2 月 20 日から 34 年 1 月 30 日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後合わせて5ページに記載されている女性において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 34 年 1 月 30 日の前後2年以内に資格を喪失したことが確認できる被保険者期間を2年以上有する者 23 人のうち、資格喪失後1か月以内に転職し、他の事業所で厚生年金保険に加入していた3人を除く 20 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、19 人について脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は昭和 34 年 4 月 15 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金が受給できなかったのであるから、申立期間に係る事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さやうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1891

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 6 月 10 日から 40 年 7 月 21 日まで
② 昭和 40 年 7 月 21 日から 44 年 5 月 16 日まで

申立期間について、脱退手当金を受給した記憶はあるが、支給日と支給額が記憶と異なっている。

国（厚生労働省）の記録では昭和 44 年 12 月 19 日に 2 万 4,084 円の脱退手当金が支給されたことになっているが、受け取った時期は同年夏頃であり、受け取った金額は 1,700 円ほどなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②に係る事業所を退社した際、事業所に脱退手当金の手続を依頼したと述べている上、複数の同僚は、事業所で手続をしてもらい脱退手当金を受給したと証言していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人の申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額（2 万 4,084 円）に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

なお、申立人は、「昭和 44 年夏頃、脱退手当金と鉛筆で書かれ封をせず切手も貼っていない茶封筒が自宅郵便受けに入っており、1,700 円ほどを受け取った。」と述べているが、当時、脱退手当金の支払いについては、脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）の窓口若しくは銀行又は郵便局で受給するものとされており、社会保険事務所が申立人の主張する方法で脱退手当金を支給することは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 7 月 18 日から 33 年 10 月 15 日まで
② 昭和 33 年 10 月 15 日から 34 年 4 月 25 日まで
③ 昭和 34 年 4 月 25 日から同年 7 月 4 日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後合わせて3ページに記載されている女性において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 34 年 7 月 4 日の前後2年以内に資格を喪失したことが確認できる被保険者期間を2年以上有する者8名のうち、資格喪失後6か月以内に転職し、他の事業所で厚生年金保険に加入していた1名を除く7名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、いずれも資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、申立期間に係る事業所は、「脱退手当金の説明を行い、従業員に代わって請求手続を行っていた。」と回答しているほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和 34 年 12 月 19 日に支給決定されているほか、厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、申立期間に係る脱退手当金の裁定日や支給日が記載されているなど、一連の事務処理に不自然

さうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1893

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 1 日から 40 年 6 月 26 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。私は受け取った記憶が無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間に係る事業所を退職する際、当時の事業主から脱退することを勧められ、よく分からなかったが脱退を希望した。」と述べているところ、当該事業主は、「退職者のうち脱退手当金の受給希望者については代理請求を行っていた。」と回答しており、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 40 年 8 月 31 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなく、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1894

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月1日から28年7月10日まで
年金事務所で厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であったが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和29年1月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和29年1月20日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給できなかったのであるから、申立期間に係る事業所を退職後、37年9月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。